(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款Ⅰの一部が計画Ⅰのコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画Ⅰの実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款Ⅰは、トルコの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画Ⅰの実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款Ⅰの一部は、計画Ⅰの実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

Ⅱ

1　百二十七億八千四百万円（一二、七八四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅱ」という。）が、地方自治体下水道整備計画（以下「計画Ⅱ」という。）を実施することを目的として、ＪＩＣＡにより、日本国の関係法令に従って、イルラー銀行（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款Ⅱは、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅱの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・二パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款Ⅱの一部が計画Ⅱのコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画Ⅱの実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款Ⅱは、計画Ⅱに基づき借入人が最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4　借入人に供与される借款Ⅱの元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、トルコ共和国政府によって保証される。

5　(1)　借款Ⅱの一部は、借入人が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画Ⅱの実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款Ⅱの一部は、計画Ⅱの実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

Ⅲ

1　トルコ共和国政府は、Ⅰ3(1)及びⅡ5(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

2　トルコ共和国政府は、借款Ⅰ及び借款Ⅱ（以下合わせて「借款」という。）に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

3　Ⅰ3(1)及びⅡ5(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してトルコ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためトルコ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

4　トルコ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してトルコ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

5　トルコ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画Ⅰ及び計画Ⅱ（以下合わせて「計画」という。）のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びトルコ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

6　トルコ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　(b)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

7　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をトルコ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二十一年六月二十二日にアンカラで

トルコ共和国駐在

日本国特命全権大使　荒木喜代志閣下

トルコ共和国財務庁次官

イブラヒム・ハリル・チャナクジュ閣下

（トルコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をトルコ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二十一年六月二十二日にアンカラで

トルコ共和国駐在

日本国特命全権大使　荒木喜代志閣下

トルコ共和国財務庁次官

イブラヒム・ハリル・チャナクジュ

○厚生労働省経済産業省告示第二号

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十三年七月七日

厚生労働大臣　細川　律夫

経済産業大臣　海江田万里

第3の1中「、独立行政法人雇用・能力開発機構」を削る。

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字塩庭字池ノ作一三一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）